

第46回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和4年6月2日		
場所	Web会議形式 参議院第二別館東棟1階 会計課会議室より配信		
出席委員氏名	委員長	奥 真美 (東京都立大学都市環境学部 教授)	
	委員	伊集 守直 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授)	
	委員	望月 崇 (公認会計士)	
審査対象期間	令和3年7月1日～令和4年3月31日		
抽出案件	6件		
一般競争入札	5件	契約件名	本館冷凍機その他改修工事(21)
		契約相手方	高砂熱学工業株式会社
		契約金額	145,200,000円
		契約締結日	令和3年7月27日
		契約件名	国会審議テレビ中継設備CG装置その他改修工事
		契約相手方	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
		契約金額	72,820,000円
		契約締結日	令和3年11月11日
	5件	契約件名	令和3年度参議院職員定期健康診断業務
		契約相手方	医療法人財団綜友会
		契約金額	18,019,760円
		契約締結日	令和3年10月13日
		契約件名	令和3年度議員秘書の健康診断業務
		契約相手方	医療法人財団綜友会
		契約金額	6,134,260円
		契約締結日	令和3年8月20日
5件	契約件名	令和3年度参議院議員健康診断業務	
	契約相手方	医療法人財団綜友会	
	契約金額	3,465,000円	
	契約締結日	令和3年7月30日	

随意契約	1件	契約件名	別館玄関建築改修その他工事
		契約相手方	株式会社東急コミュニティー
		契約金額	28,600,000円
		契約締結日	令和3年7月30日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)		

(別 紙)

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>高嶋会計課長から、審議対象事案について口頭報告を省略し、既に配付済みである旨報告があった。報告文の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に15件、会計課分に8件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に1件、会計課分に1件の該当があった。</p> <p>(4) 談合情報への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の望月委員から、審議対象期間に締結した67件の契約のうち、一般競争入札から5件、随意契約から1件、抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 本館冷凍機その他改修工事（21） 一般競争入札方式（総合評価）[工事]</p> <p>B. 国会審議テレビ中継設備CG装置その他改修工事 一般競争入札方式（総合評価）[工事]</p> <p>C. 別館玄関建築改修その他工事 随意契約方式（不落・不調随意契約）[工事]</p> <p>D. 令和3年度参議院職員定期健康診断業務 一般競争入札方式（最低価格）[役務]</p> <p>E-1. 令和3年度議員秘書の健康診断業務 一般競争入札方式（最低価格）[役務]</p> <p>E-2. 令和3年度参議院議員健康診断業務 一般競争入札方式（最低価格）[役務]</p>	

事案Aは、低入札価格調査案件（75.4%）であり、審議対象期間内の案件（営繕課・電気施設課分）の中で契約金額が比較的高い。予定価格に対する契約価格の著しい低さに着目し、「契約金額の妥当性について（低価格入札により質的水準が保たれているか）」及び、「予定価格の妥当性について」それぞれ検討したい。

事案Bは、一般競争入札（総合評価）契約であり、落札率が高い（99.8%）。平成25年6月12日開催の第20回契約監視委員会では、類似の契約について競争参加資格のある3者のうち2者からは、配置技術者の確保が困難との理由により、資格審査の申請書は提出されなかったため、1者応札・1者応募となったものと理解しているが、今回も落札者以外に申請者がなく、聴取調査も非実施とのことである。本契約を通じ、技術者要件緩和等の具体的な対応も含め、改善の進展状況も確認したい。

事案Cは、随意（不落・不調）契約であり、当初の一般競争入札において2社の応札にもかかわらず、入札不調となっている。不落・不調に至った原因と、今後の対応策について確認したい。

事案D、事案E-1及び事案E-2は、1者応札案件であり、落札率が100%となっている。聴取調査や対応策によれば、早期の入札公告の検討の必要があるとされるところ、当該業務の性質に鑑みるに、実施時期は安定的で特殊性も高くないものと思料する。公告の時期の早期化による競争性の向上等について、具体的な検討、対応の経緯を確認したい。また、上記と併せ、共同調達による実施の合理化等も想定されるところ、その実施可能性や今後の対応についても確認したい。

3. 抽出事案の審議

委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 本館冷凍機その他改修工事（21）

一般競争入札方式（総合評価）[工事]

- ① 予定価格に対する契約金額の著しい低さは、何に起因しているものなのか。
- ② 本事案は、最低価格落札方式ではなく、総合評価落札方式で入札を行っている。特殊性があまり高くない工事にもかかわらず、この手法で入札を実施した理由は何か。
- ③ 本事案の入札結果を見ると、入札金額だけで比較した場合、落札業者ではない業者の方が入札金額は低かった。技術評価点の差が明暗を分けたことになるが、この配点基準はどのような内容か。
- ④ 本事案の最低価格入札業者の施工能力が適切でないとは言い切れないのではないかと。競争性を保ちつつ、質の高い業者に落札してもらう方策として、配点をより価格に重きを置く形とすることが一案として考えられるが、いかがか。

B. 国会審議テレビ中継設備 CG 装置その他改修工事

一般競争入札方式（総合評価）[工事]

- ① 今回落札者以外に参加申請者がなく、聴取調査も非実施とのことである。平成25年6月開催の契約監視委員会では、本件と類似の契約について、配置技術者の確保が困難との理由により1者応札・1者応募とな

入札後に行った低入札価格調査によると、①集中購買による資機材購入金額のコストダウンが可能になったこと、②近隣の工事を多数請け負っていることにより、技術者の安定的な確保ができることが挙げられる。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の趣旨等を鑑み、参議院工事総合評価落札方式入札実施要領に則り、総合評価落札方式という調達方法を決定している。

本事案は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うことを目的として総合評価落札方式を実施している。そのため、企業による同種工事の施工実績や工事成績、配置予定技術者の工事経験等について評価する方式としている。

本院では技術評価委員会という会議体で個々の入札案件について、参議院工事総合評価落札方式入札実施要領の下、委員が審議した上で評価基準等を決定している。御指摘の点については、今後検討したい。

平成25年当時は、工事实績について国、地方公共団体、独立行政法人等の発注工事等の条件を付していたが、現在は、国等の発注でなくても認めることとし、工事实績として認める期間も直近10年間から15年間に延

<p>ったものと理解しているが、平成 25 年当時からの競争参加資格要件の緩和等、改善に向けた取組を確認したい。</p> <p>② 大元の既存設備を入れる際の契約相手と本事案の契約相手は同じ業者とのことである。対象者を広げる取組は行っているか。</p> <p>③ 総合評価落札方式においては、複数の事業者が参加してこそ意義があると考ええる。一者応札の改善策として考えていることはあるか。</p>	<p>ばしている。また、同種工事の実績については、「副調整室用装置を有するテレビ中継設備の新設又は改修を含む工事」から、「テレビ中継設備の新設又は改修を含む工事」へ要件を緩和している。</p> <p>毎年、対象者を広げる検討は行っている。特定のメーカー等に限定されないよう仕様書の書き方を工夫して発注している。</p> <p>本年 4 月 1 日から電子調達システム (G E P S) で入札公告等を行っている。事業者は、同システムにおいて、調達情報を検索することによって参議院を含めた全ての府省庁等の入札情報が見られるため、今後一者応札に関して何らかの改善が望めるのではないかと期待している。</p>
<p>C. 別館玄関建築改修その他工事 随意契約方式 (不落・不調随意契約) [工事]</p> <p>① 2 者から応札があったにもかかわらず不落・不調に至った原因と、今後の対応策を確認したい。</p> <p>② 入札不調から随意契約への流れは制度的に決められているものなのか。情報を段階的に開示し、仕様に関する業者との認識の齟齬を防ぐことはできないのか。</p> <p>③ 法令上、不調の場合は「直ちに」再度入札を行うことができるとされているが、入札者の誤解を解消した上で再度入札を行う時間的余裕はないということか。 仕様の内容について業者との間に齟齬がなければ、予定価格と入札金額の差はそれほど開かないのではないか。情報の正確な伝え方という点に、見直しの余地があると</p>	<p>入札者において仕様書の詳細な把握が不十分であったため、予定価格との差が生じたものと考えている。 今年度から電子調達システムを導入したことにより、応札者が増え、改善されるものと期待している。</p> <p>国等の調達法は、会計法と予算決算及び会計令に基づき行われており、一般競争入札が不調となった場合は随意契約によることができる旨定められている。調達方法も具体的に定められている。</p> <p>従来は会場に集合し入札を行っていたため時間的な余裕はなかったが、電子入札の導入により、数日以内に再度入札を行うことも可能になるため、再度入札の前に何らかの注意喚起が可能か検討したい。 予定価格と入札金額の差が開かないようにするため、仕様書の明確化等については、引き続き工夫していきたい。</p>

考えられる。

- ④ 本件は変更契約を2回締結しているが、こうした事例はよくあることなのか。変更した場合、当初より契約金額が下がることもあるのか。

D. 令和3年度参議院職員定期健康診断業務

一般競争入札方式（最低価格）[役務]

E-1. 令和3年度議員秘書の健康診断業務

一般競争入札方式（最低価格）[役務]

E-2. 令和3年度参議院議員健康診断業務

一般競争入札方式（最低価格）[役務]

- ① 公告の時期の早期化による競争性の向上等について具体的な検討や対応の経緯を確認したい。また共同調達による合理化やクーポン方式導入の実施可能性など、今後の対応も確認したい。

工事を行う中で不測の事態が発生することは多々あり、変更契約を締結することも珍しくはない。変更契約により金額が下がることもある。

(厚生課)

これまで過去例に従い健康診断実施時期の4か月前に入札を行ってきたが、令和5年度は令和4年度中の第4四半期の早い時期に公告できるよう仕様書を準備中である。

議員・議員秘書・職員の健康診断は実施時期や検査項目が異なるため、個別に調達した方が柔軟性・機動性が担保できると考える。

他機関、例えば衆議院・図書館との共同調達は、事業の根本である検査項目の共通化が困難である。共同調達により検査項目が減じた場合、健康管理上デメリットが生じる。経費削減だけでなく、健康管理・運用面で何らかの大きなメリットがない限り、共同調達実施の動機付けは難しいと考える。

現在のような同一の場所で一定期間に集団で受診する健康診断の方式は参議院職員の勤務形態と合っており、受診率も高い水準で維持できているほか、健診結果を短期間で受け取ることができるため受診後のフォローにも役立っている。クーポン方式や外部クリニック等の利用は健康管理面でデメリットが生じる可能性が大きく、採用しにくいと考える。

(議員課秘書係)

従来、議員秘書の健康診断は臨時国会に合わせ11月頃実施するため、7月頃から公告手続きを行ってきた。しかし昨今は秋の臨

<p>② 各機関により検査項目が異なるため共同調達が困難とのことだが、法令を遵守しつついかに合理的に実施するかという観点から、共同調達実施の可能性を検討することはできないか。</p> <p>通常契約で法定部分を契約し、プラスアルファ部分は任意での申込みを可能にすることにより、そうした懸念を解決できる方策もあると考えるので、検討願いたい。</p> <p>③ 参議院の検査項目が他機関に比べ多いのは、どのような理由によるものか。</p> <p>④ 公告時期の早期化によって、より低い価格での入札、質の向上、新規業者の参入と</p>	<p>時会が行われるのが通例となり、ある程度開会時期を見込むことも可能であるため、競争性向上の観点から入札の早期化が必要であるなら、会計課と相談しつつ対応したい。</p> <p>議員・職員との共同調達のためには3者の仕様を合わせる必要があり、一部の項目のみ対応可能な業者が排除されるおそれがあるため適当ではないと考える。衆・参・図での共同調達についても同様である。</p> <p>またクーポン方式を導入した場合、業務の合間に受診することができなくなり受診率の低下を招くおそれがあるため、適当ではないと考える。</p> <p>(議員課議員係)</p> <p>入札の早期化については、会計課と相談しつつ一定の対応をしていきたい。</p> <p>共同調達・クーポン方式の導入に対する見解も、議員秘書係と同様である。</p> <p>(会計課)</p> <p>入札の早期化の目標としては、少なくとも年度内には開札日を設け、業者の競争性の確保に努めたい。</p> <p>(厚生課)</p> <p>本院の健康診断は、法令(人事院規則)を遵守した上でプラスアルファの項目が設定された手厚いものとなっている。そのプラスアルファ部分を落とすことは、健康管理上すぐには難しいと考える。(注:プラスアルファしている項目は全額共済組合が負担している。)</p> <p>(厚生課)</p> <p>職員組合からの要望や、健康管理医の判断による。</p> <p>(会計課)</p> <p>実施してみないと分からない、というのが正</p>
--	--

<p>いった目標が実現される見通しはあるのか。</p>	<p>直のところだが、それでも本院にとっては前進であり、あとは企業側の経営判断となる。1者応札が常態化している現状から少しでも安くしたい、というのが会計課の希望である。</p>
-----------------------------	--